

令和7年度 第1回 大阪府市 I R事業評価委員会 議事概要

1. 日 時

令和7年7月2日（水） 15時00分から16時30分

2. 場 所

大阪府庁本館5階 議会特別会議室（小）

3. 出席者

《委員》

池田 辰夫 委員長（弁護士）

荒井 巖 副委員長（公認会計士）

荒武 泰子 委員（公益財団法人大阪府暴力追放推進センター 専務理事）

井上 幸紀 委員（大阪公立大学大学院医学研究科 教授）

高橋 一夫 委員（近畿大学経営学部 教授）

《事務局》

大阪府・大阪市 I R推進局

4. 議事概要

<令和6年度 モニタリング結果について>

<令和6年度 認定区域整備計画の実施状況について>

< I R事業評価委員会による委員会評価等について>

<その他>

- 事務局から令和6年度モニタリング結果及び認定区域整備計画の実施状況について説明し、内容を確認。

委員からの主な評価・意見等は次のとおり。（※「→」は事務局による回答。）

■主な評価・意見等

- ・ 大阪府・市においては、I Rは公共政策として開業し、実施されていくものであるということを、強く I R事業者や府民・市民に伝えていくことが重要である。
- ・ I R事業者においても、I R事業が観光立国実現に向けた公共政策であることを強く認識し、公共性の高いM I C Eや送客機能等について、早い段階から、充実した実施体制を構築し、各ステークホルダーとのネットワーク構築や催事誘致等を進めることで、公共政策としての意義・信頼を確保していくことが重要である。
- ・ I R事業者においては、今後、事業の進捗に合わせて、I R事業者内の専門体制及び業務管理体制についても、持続可能な事業性に十分な配慮をし、計画的に構築・拡充していくことが求められる。また、M I C E誘致を担う社員等については、組

織の独立性や命令の一元化を図る観点から、正社員を採用し、人材育成することに注力されたい。

→ MICE誘致の検討を早い段階から始めるべきというご意見はご指摘のとおり。IRは民設民営の事業ではあるが、公共政策的な意味合いもあるため、IR事業者、DMOである大阪観光局等と連携を取りながら、大阪府・市としてもMICE関連施策に強く取り組んでいく。

- ・ IR事業の実施に当たっては、IR事業者は、IR関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められる。令和6年度においては、大阪IR工事暴力団等排除協議会が設立され、IR事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための取組等が実施されているが、次年度以降においても、関係者が一致団結し、反社会的勢力の排除に徹底して取り組む必要がある。また、同協議会の活動等を通じて、引き続き、反社会的勢力の介入を許さないという強い意志・姿勢を、広く社会へ積極的にアピールしていくことが重要である。

→ 大阪府警察や大阪府暴力追放推進センターと連携しながら、引き続き徹底して反社会的勢力の排除に取り組んでいきたい。

- ・ 大阪府・市のギャンブル等依存症対策については、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、重点施策ごとに個別の数値目標を定め、オンラインカジノの違法性等の周知も含めた若年者への予防啓発や相談支援の充実、治療体制の強化などに重点的に取り組んでいるほか、(仮称)大阪依存症センターの機能については、令和6年度、センターが担う4つの機能のうち「相談から回復までのワンストップ支援」と「普及啓発・情報発信」の機能について、検討会議での議論を踏まえ、とりまとめを行った等、着実に取組が進められている。
- ・ 引き続き、残された「調査分析」や「人材養成」の2つの機能について検討を進め、次期計画に具体的に位置づけるとともに、IR開業までに開設できるよう着実に準備を進められたい。
- ・ 認定区域整備計画で目標としているギャンブル等依存が疑われる者等の割合の低減については、今後も継続的に調査を実施し、中長期的な視点で推移を注視するとともに、最近の違法なオンラインカジノの規制強化を定めた改正ギャンブル等依存症対策基本法の成立等、社会情勢も踏まえ、慎重な検討を進められたい。
- ・ IR事業者でのギャンブル依存症対策については、大阪府・市が実施する取組内容に対する十分な理解が図られた上で、認定区域整備計画に沿った取組が具体化されているか等を大阪府・市において把握・確認し、IR事業者と協議・調整しながら取組内容を確定していくことが重要である。

- ・ ギャンブル依存症対策については、引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、ＩＲ開業に向け適時に対策内容を具現化していくことが重要である。
 - ＩＲ事業者のギャンブル依存症対策の内容については、ＩＲ整備法に基づきカジノ免許申請時に業務方法書を作成・提出することになっており、カジノ管理委員会による厳正な審査が行われる。現在は、設計・建設が主な段階で、カジノ免許取得はまだ先と見込まれるが、大阪府・市もこの審査に向けてＩＲ事業者の対策についてもしっかりとチェックしていきたい。

- ・ 財務状況について、令和６年度においては、中核株主による出資及び融資契約に基づく消費税ローンの実行により、本事業の実施に必要な資金需要について適切に対応がなされ、着実に投資が進められている。
- ・ インフレに伴う資材価格高騰、人手不足や建設労働需給の逼迫等が継続しているところ、特に、大規模で難易度の高い施工が見込まれるＩＲ建設工事では、必要となる建設技能労働者や資機材等を確保する上で建設コスト高騰の影響を受けやすい状況にあると見込まれるため、中核株主の追加出資等を含め、事業費が増嵩した場合の対応に予め備えておくこと、また、状況に応じて収支計画を適時に精査しておくことが重要である。
 - インフレにより事業費が増嵩した場合にも、適切に対応できるよう、引き続き社会情勢等を注視していくとともに、ＩＲ事業者の収支計画についてもしっかりとチェックしていきたい。

- ・ ＩＲ事業者において、2030年秋頃の開業をめざし、先ずは、令和７年（2025年）春頃の建設工事の着手に向けて、設計・建設段階として必要となる事業実施体制を適切に構築した上、必要となる資金需要に対応しながら、ＩＲ施設の詳細設計及び準備工事等を着実に進捗させることが重要である。
- ・ 令和６年度においては、専門人材を有する中核株主や国内外での豊富な実績と専門的知見を有した設計会社等からの十分な支援体制を構築し、認定区域整備計画に記載したＩＲ事業の工程等に沿って、準備工事が着実に進捗し、各ＩＲ施設の詳細設計が概ね完了する等、令和７年（2025年）春頃の建設工事着手に向けた各種取組が着実に進められていた。
- ・ 次年度以降も継続する内装・設備等の設計に際しては、認定条件として付された特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう十分留意していただきたい。
- ・ フェスティバルパーク・イノベーションパークについては、大阪府・市と継続して協議の上、ＩＲ開業後の再投資も含め、来訪者の利便性・回遊性の向上やウォーターフロント空間における賑わい創出の観点から、整備内容の更なる充実を図って

ほしい。

- ・ 令和 6 年度のモニタリング結果及び事業実施状況について、是正要求措置が必要と認められるような事項は、特に見受けられず、認定区域整備計画に沿って取組が着実に進められている。
 - ・ 引き続き、民間の活力と創意工夫・ノウハウを最大限活かし、より魅力的な I R 区域の整備を実現し、地域経済の振興など、その事業効果を最大限に高めるとともに、ギャンブル依存症対策や治安・地域風俗環境対策等の懸念事項対策を着実に進め、円滑かつ確実な事業実施の確保と安定的・持続的な事業実施につなげていただきたい。
- 事務局からの報告及び委員からの評価・意見を踏まえた、当委員会による委員会評価等を取りまとめることとし、そのとりまとめについては、委員長一任で委員会評価等を確定することとした。
- 事務局から、I R 事業用地の一部については、公有水面埋立法第 22 条第 2 項の竣功認可の告示の日から 10 年を経過していない埋立地であることから、当該埋立地に賃借権等の権利を設定しようとするときには、当該権利設定の当事者（大阪市及び I R 事業者）は、同法第 27 条第 1 項に基づく許可申請を行う必要があるが、I R 事業者による土地利用に係り、当該許可の取得がなされておらず、賃借権等の設定の効力が発生していないことが判明したため、現在、大阪府・市及び I R 事業者において必要となる対応について協議等を進めるとともに、可及的速やかに許可を取得すべく申請準備等を進めている旨を説明。

以上